

(前のページより続き)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

工事完了（東日本高速道路株式会社
社・中日本高速道路株式会社）、弁
理士登録・特定侵害訴訟代理業務の
付記、日本弁護士連合会懲戒の処
分・効力停止関係

地方公共団体

行旅死亡人、法人解散命令処分関係

会社その他

会社決算公告

七〇

六〇

六〇

一〇〇

省

令

○国土交通省令第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築基準
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(内)の項中

外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位
置及び高さ

防火区画の位置及び面積

外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位
置及び高さ

を削り、同条第一項の表三中

に改め、同表(八十)の項中「及び附則第五項」

国土交通大臣が定める
様式による構造計算概
要書

国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書
に記載すべき事項

構造計算チェックリス
ト

プログラムによる構造計算を行う場合において、
申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造
計算によつて安全性を確かめることのできる建築
物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用
条件に適合するかどうかを照合するための事項

構造計算チェックリス
ト

プログラムによる構造計算を行う場合において、
申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造
計算によつて安全性を確かめることのできる建築
物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用
条件に適合するかどうかを照合するための事項

「構造計算書」を「構造計算書」に改め、同条第四項の表一(内)の項中

に改め、同表中「構

電気設備の構造詳細図

受電設備の電気配線の状況

常用の電源及び予備電源の種類及び構造

予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況

予備電源の容量及びその算出方法

ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏
れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造

を

を

二面以上の断面図 配管設備の構造詳細図 配管設備の構造 腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に 応じ腐食防止のために講じた措置 圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給 水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び 当該部分に講じた防凍のための措置	二面以上の断面図 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通す る部分の構造 給水タンク等の位置及び構造 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給 水タンク等の周辺の状況 ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	便槽の構造 便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造 便器及び小便器から便槽までの汚水 管の構造 便器及び小便器から便槽までの汚水 管の構造	各階平面図 非常用の照明装置の構 造詳細図 非常用の照明装置の構 造 照明器具の位置及び構造 非常用の照明装置によつて、床面において一ル ク 非常用の照度を確保することができる範囲	各階平面図 非常用の照明装置の構 造 照明器具の位置 非常用の照明装置によつて、床面において一ル ク 非常用の照度を確保することができる範囲	予備電源の容量を算出 した際の計算書 予備電源の容量及びその算出方法	電気設備の構造詳細図 受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏 れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造 予備電源の容量及びその算出方法

に、並びにくみ取便所」を「からくみ取便

を

に改め、同表(イ)の項中

を

に改め、同表(ウ)の項中

二面以上の断面図 配管設備の系統図 配管設備の種類の種類、配置及び構造 配管設備の末端の連結先 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通す る部分の位置 給水管の止水弁の位置 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	二面以上の断面図 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通す る部分の構造 給水タンク等の位置及び構造 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給 水タンク等の周辺の状況 ガス漏れ警報設備を設けた場合にあつては、当該 設備及びガス栓の位置	排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をい う。）の構造 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気 のための装置の位置及び構造又は給水タンク等 （圧力タンクを除く。）の容量 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をい う。）の構造 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオ ーバーフロー管から水が逆流するおそれがある 場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容 易に覚知することができるよう講じた措置 給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気 のための装置の位置及び構造又は給水タンク等 （圧力タンクを除く。）の容量 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をい う。）の構造 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	配管設備の覆いの有無 飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他 これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための 措置 給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造 給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオ ーバーフロー管の位置及び構造	金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび 止めのための措置 排水のための配管設備の容量及びその算定方法並 びに傾斜 配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置 等の措置 配管設備の覆いの有無 飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他 これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための 措置 給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造 給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオ ーバーフロー管の位置及び構造

を

配管設備の仕様書

配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置
配管設備の構造詳細図	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種類別
配管設備の系統図	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部に講じた水の逆流防止のための措置
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置
	ガス栓の金属管等への接合方法
	ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種類別
	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置
	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造
	給水タンク等の構造
	排水槽の構造
	阻集器の位置及び構造
	ガス漏れ警報設備の構造
配管設備の種類、配置及び構造	配管設備の種類、配置及び構造
配管設備の末端の連結先	配管設備の末端の連結先
給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
給水管の止水弁の位置	給水管の止水弁の位置
排水トラップ、通気管等の位置	排水トラップ、通気管等の位置
排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法

構造」を「換気扇を設けた換気設備の外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造」に改める。

第三条の二第一項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかでないに改め、同条第二項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない」を「変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合するこ

に、設ける換気扇の

とが明らか」に改め、同条第三項及び第四項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らか」に改める。

別記第十九号様式注意4⑩及び別記第二十六号様式注意4⑩中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らか」に改め、別記第四十二号様式及び別記第四十二号の二様式中

※浮遊塵	※浮遊塵
※浮遊塵	※浮遊塵

を
に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○環境省令第四号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）及び自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十三号）の施行に伴い、並びに自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日 環境大臣 小沢 鋭仁

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条 自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の四―第十五条の七）」を「第三章 生態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九） 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十一―第十五条の十三）」に、「第四章」を「第五章」に改める。

第一条から第九条までを次のように改める。

（国立公園事業の執行の同意又は認可）

第一条 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号。以下「法」という。）第十条第二項の同意又は認可第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（国立公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第二条 法第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第十条第六項に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設の構造（自然公園法施行令（昭和三十三年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第一条第七号の施設（以下「運輸施設」という。）にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- 二 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間